

日本の空港において難民としての庇護を求めた者に係る 住居の確保等に関する事業の実施状況について

2019年12月6日

特定非営利活動法人 なんみんフォーラム（FRJ）

概要

空港¹において難民該当性を主張する者のうち住居の確保が困難な者について、法務省からの依頼を受けたなんみんフォーラム（FRJ）が住居の確保を行い、一時庇護のための上陸許可申請等の許可を促すもの。2012年2月に法務省・日本弁護士連合会（以下、日弁連）・なんみんフォーラム（FRJ）の三者で取り交わした覚書に基づき、試行期間を経て2014年より本格実施されている。

上記のケース対応に加え、定期的に三者間の情報交換を行っているほか、難民認定申請者への情報提供として、空港や地方入管局に掲示するポスターや難民申請相談案内のためのリーフレットも作成している。

入国からFRJ引き受けまでの流れ

- 法務省からリファーが行われる場合
 - 1) 法務省からFRJに連絡
 - 2) FRJ内で協議し、住居の確保等の支援対象者としての受入れを決定
 - 3) FRJから法務省に連絡
 - 4) 法務省により一時庇護上陸許可／仮滞在許可／仮放免許可がされる
 - 5) FRJの緊急シェルター²に入居し、必要に応じて日弁連の協力を得ながらFRJが本人の各種サポートを行う³

- FRJからリファーが行われる場合
 - 1) 空港にいる本人がFRJや加盟する支援団体、UNHCRにアクセス→庇護希望の意思を確認
 - 2) FRJが空港にて本人と面会
 - 3) FRJ内で協議し、住居の確保等の支援対象者としての受入れを決定
 - 4) FRJから法務省に連絡
 - 5) 一時庇護上陸許可／仮滞在許可／仮放免許可の可否について、法務省による審査がされる
 - 6) 法務省により、上記許可がされた場合、FRJの緊急シェルター⁴に入居し、必要に応じて日弁連の協力を得ながらFRJが本人の各種サポートを行う⁵

¹ 成田国際空港では2011年、羽田国際空港では2014年、中部・関西国際空港では2016年より開始。

² 空室がない場合は、FRJが他の民間シェルターを手配。

³ 本人との面会や住居等を含む具体的なサービスの提供は、FRJに加盟する支援団体が分担・協力して行った。尚、弁護士への依頼は全国難民弁護団連絡会議（全難連）を通じて行われ、日弁連から各弁護士が受任した。

⁴ 脚注2に同じ。

⁵ 脚注3に同じ。

これまでの実績：26件/36名（2011年11月から2019年10月まで）⁶

- 特に脆弱性が高いケース
 - 家族ケース3件/13名（母子ケースや高齢者を含むケースあり）
 - 親を伴わない未成年者⁷2名
- 本措置を受けた者に係る難民認定手続の状況：難民認定4件/4名、人道配慮による在留許可6件/6名⁸、難民認定手続中11件/18名、出国3件/6名、その他2件/2名
- 本措置を受けた者で、その後所在不明となった者：無し
- 対象者の出身国：カメルーン、エジプト、ガーナ、ソマリア、シリア、ウガンダ、イエメンなど計14か国
- 対象となった者の許可の種類：一時庇護上陸許可12件/12名、仮滞在許可4件/4名、仮放免許可10件/20名

⁶ 覚書は2012年2月に締結されているが、パイロット事業開始前に同様の措置をした1件4名が含まれている。

⁷ 入国時の年齢。20歳未満を指す。

⁸ 難民異議申立手続中の者1件/1名、人道配慮による在留許可を受けた後出国した者2件/2名が含まれている。